

白井市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	62,493	18,135,790	902,417	3,281,248	18.1	17.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	374	1,417,285	264,275	526,267	2,207,827	5,903	5,815	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用短時間職員)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

① 人件費抑制措置の状況

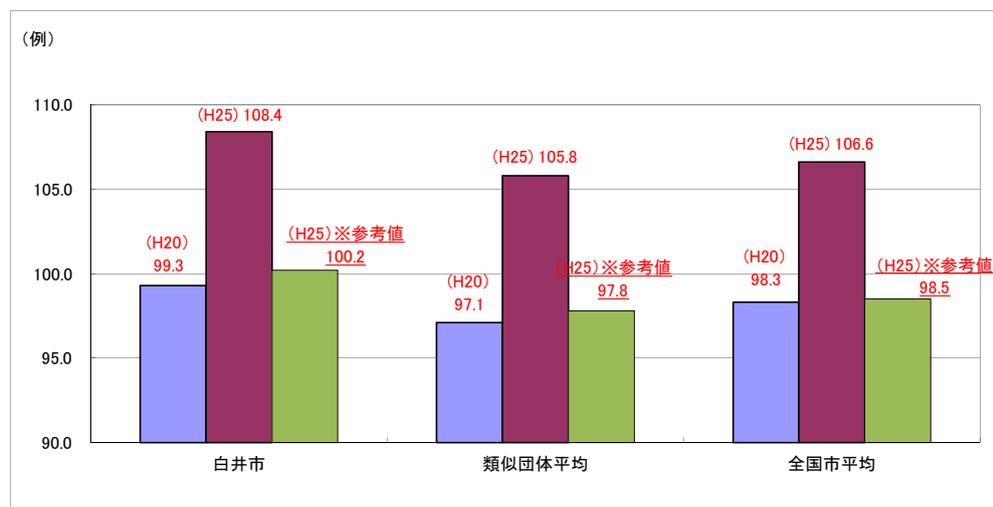
区分	抑制措置	内容	期間
特別職及び教育長	給料月額減額	市長10%減額 副市長5%減額 教育長2%減額	平成21年4月1日から平成27年5月21日

※ ただし、平成26年1月1日から平成26年3月31日までの期間は、下記の内容で減額している。

② 国の要請等を踏まえた減額措置の状況

区分	抑制措置	内容	期間
特別職及び教育長	給料月額減額	市長15%減額 副市長10%減額 教育長7%減額	平成26年1月1日から平成26年3月31日
一般職	給料月額・管理職手当の減額	給料 2%から4%の間で減額 管理職手当 一律5%減額	

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況(平成26年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	137,200	187,800	224,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	356,300	388,300	403,200	422,600	456,200	490,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
白井市	43.1 歳	338,371 円	412,213 円	381,139 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	381,714 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体平均	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
白井市	53.9 歳	15 人	271,287 円	304,312 円	291,698 円	—	—	—	—
うち運転手	51.5 歳	2 人	342,700 円	437,400 円	363,262 円	自動車運転手	58.8 歳	208,500 円	2.10
うち調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	調理士	44.0 歳	295,600 円	—
うち用務員	54.1 歳	9 人	260,667 円	281,032 円	277,661 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.41
うちその他	54.8 歳	4 人	259,475 円	290,149 円	287,499 円	—	—	—	—
千葉県	52.4 歳	559 人	322,163 円	376,511 円	355,842 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体平均	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円	—	—	—	—

区分	参考 年取ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	白井市	—	—
うち運転手	6,685,439 円	2,648,200 円	2.52
うち用務員	4,493,117 円	2,747,000 円	1.64
うちその他	4,704,853 円	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～24年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間の自動車運転手及び調理士については、千葉県の平均値、用務員については、全国の平均値である。
- 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	白井市	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	180,800 円	180,800 円	総合職 181,200 円 一般職 172,200 円
	高校卒	146,200 円	146,200 円	一般職 140,100 円
技能労務職	高校卒	138,800 円	143,500 円	—
	中学卒	—	130,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

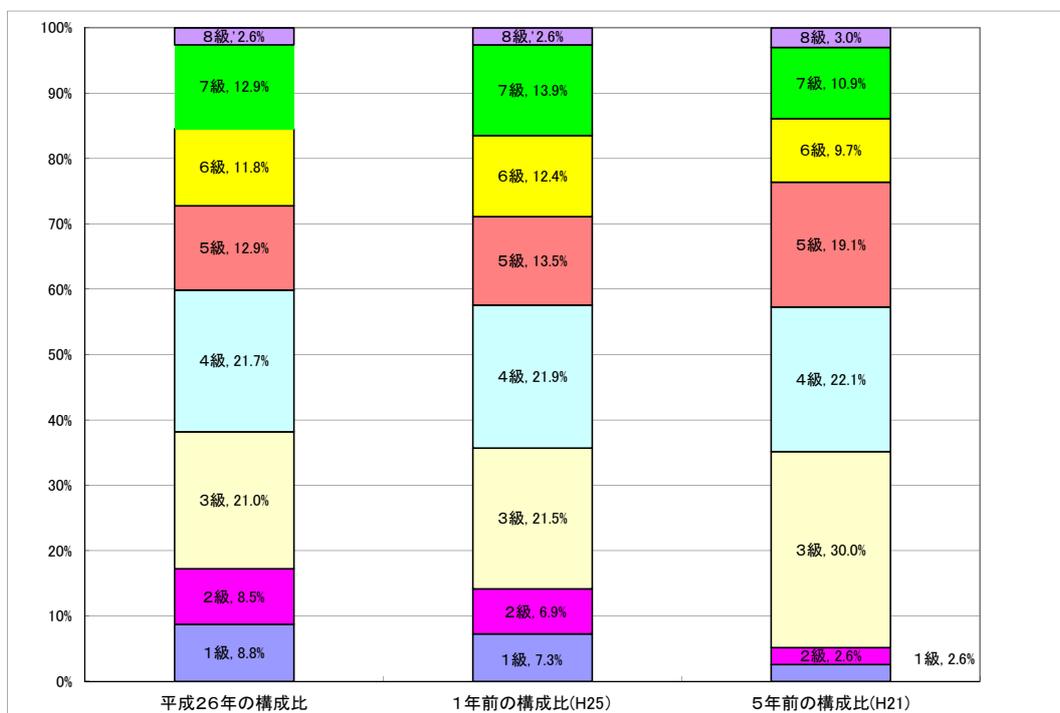
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	263,233 円	315,411 円	366,800 円
	高校卒	223,500 円	289,250 円	310,100 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部長、参事	7 人	2.6 %
7 級	課長、主幹	35 人	12.9 %
6 級	副主幹	32 人	11.8 %
5 級	主査	35 人	12.9 %
4 級	主査補	59 人	21.7 %
3 級	主任主事、主任技師	57 人	21.0 %
2 級	主事、技師	23 人	8.5 %
1 級	主事補、技師補	24 人	8.8 %

- (注) 1 白井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 一般行政職とは、企業職、税務職、福祉職、技能労務職等を除いたものである。



(注) 平成18年4月1日に9級制から8級制に変更している。(旧給料表の3級及び4級を統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定は、職員の勤務能率の発揮と増進を目的に職員の執務についての能力や実績等について職種別に5段階で評価を行います。評定は、10月1日を基準日とする中間評定と3月1日を基準日とする年間評定を行います。

平成25年度の評定結果は次のとおりです。

A(極めて良好)	B(特に良好)	C(良好:標準)	D(やや良好でない)	E(良好でない)
12	87	320	7	6

※ 勤務評定は、常勤の一般職に属する職員について実施します。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員は除いています。

- ① 休職、病気休暇その他の理由により公正な勤務評定を行うことが困難であると認める職員
- ② 評定者と被評定者との間に監督関係が発生した日から引き続き3月を経過しない職員
- ③ その他市長が勤務評定が必要ないと認める職員

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白 井 市		千 葉 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,561 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,539 千円		—	
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%・20%		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務成績の評定は、職員の勤務能力の発揮と増進を目的に職員の執務についての能力や実績等について職種別に5段階で評価を行います。評定は、10月1日を基準日とする中間評定と3月1日を基準日とする年間評定を行います。

平成25年度の評定結果は次のとおりです。

A(極めて良好)	B(特に良好)	C(良好:標準)	D(やや良好でない)	E(良好でない)
28	120	251	2	1

※ 勤務評定は、常勤の一般職に属する職員について実施します。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員は除いています。

- ① 休職、病欠休暇その他の理由により公正な勤務評定を行うことが困難であると認める職員
- ② 評定者と被評定者との間に監督関係が発生した日から引き続き3月を経過しない職員
- ③ その他市長が勤務評定が必要ないと認める職員

(2) 退職手当

(平成26年4月1日現在)

白 井 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~20% 加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~45% 加算)		
1人当たり平均支給額 18,640 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績	(平成25年度決算)		89,738 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(平成25年度決算)		240,584 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
白井市	6%	373 人	6.0%

(4) 特殊勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績	(平成25年度決算)		32 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(平成25年度決算)		8,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	(平成25年度)		1.07 %
手当の種類(手当数)			4 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫処理手当	一般行政職	感染症の患者の搬送並びに感染症の病原体に汚染し、又は汚染した疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に従事したとき	日額300円
災害対策業務手当		災害対策業務に従事したとき	日額500円
行旅病人等取扱手当		行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事したとき	行旅死亡人1件につき3,000円 行旅病人1件につき1,000円
動物死体処理手当		動物死体の処理作業に従事したとき	日額300円

(5) 時間外勤務手当(休日勤務手当を含む)

支給実績	(平成25年度決算)	74,936 千円
職員1人当たり平均支給年額	(平成25年度決算)	211 千円
支給実績	(平成24年度決算)	76,922 千円
職員1人当たり平均支給年額	(平成24年度決算)	323 千円

(6)その他の手当

(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給します。 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人月額6,500円 (配偶者がいない場合は、1人目は月額11,000円) ※16歳から22歳までの子 1人月額5,000円加算	同じ	—	30,257 千円	208,669 円
住居手当	借家などに住居し家賃を支払っている職員などに支給します。 ・借家の場合 家賃の額に応じて月額27,000円を限度に支給(家賃月額12,000円を超える場合に限り)	同じ	—	11,794 千円	280,810 円
通勤手当	電車・バス、自家用車などにより通勤する職員に支給します。 ・電車・バスを利用する場合 6ヶ月定期券代など1ヶ月当たり55,000円まで全額支給 ・自家用車などを使用する場合 使用距離に応じて月額2,000円から月額24,500円までを支給 ※通勤距離が片道2キロメートルを超える職員が対象です。	同じ	—	27,531 千円	84,972 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職に応じて定額支給します。 ・70,500円(部長職)・61,100円(参事職)・57,500円(課長職)・44,300円(主幹職) ※人件費の抑制措置により10%減額	異なる	官職に応じて46,300円から139,300円を定額支給	30,019 千円	652,587 円
管理職特別勤務手当	管理職職員が臨時または緊急そのほか公務運営の必要により休日などに勤務した場合、職務に応じて8,000円から12,000円を支給します。(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	異なる	官職区分に応じて6,000円から12,000円(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況

(平成26年4月1日現在)

区分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低給料月額等
給料	市長	747,000 円 (830,000 円)	1,000,000 円 / 440,000 円
	副市長	655,500 円 (690,000 円)	830,000 円 / 375,000 円
報酬	議長	390,000 円	698,000 円 / 310,000 円
	副議長	320,000 円	620,000 円 / 245,000 円
	議員	300,000 円	560,000 円 / 222,000 円
期末手当	市長 副市長	(平成25年度支給割合) 3.85 月分	(※平成26年度支給割合) 3.85 月分
	議長 副議長 議員	(平成25年度支給割合) 4.40 月分	(※平成26年度支給割合) 4.40 月分
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×35/100	(1期の手当額) 1,394 万円
	副市長	給料月額×在職月数×25/100	828 万円
	備考		(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

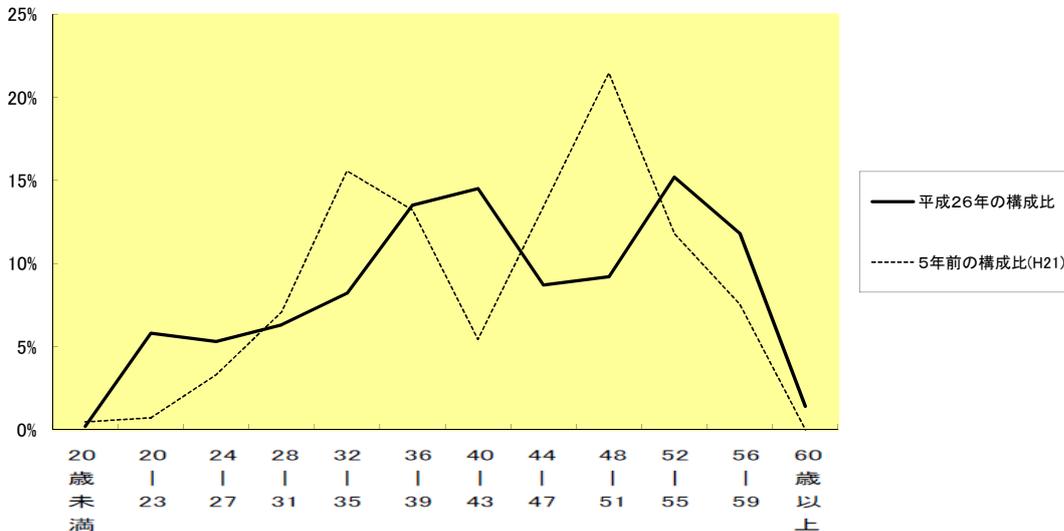
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成25年			
普通会計部門	一般会計部門	議会	5	5	0	
		総務	91	86	5	
		税務	25	25	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	10	10	0	
		商工	5	6	△1	
		土木	31	34	△3	
		民生	102	99	3	
	衛生	37	37	0		
		計	306	302	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.97 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)
	教育部門	69	71	△2		
	消防部門	0	0	0		
	小計	375	373	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0		
	水道	5	5	0		
	交通	0	0	0		
	下水道	8	8	0		
	その他	27	27	0		
	小計	40	40	0		
合計		415 [475]	413 [475]	2 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.41 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数	1人	24人	22人	26人	34人	56人	60人	36人	38人	63人	49人	6人	415人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		303	313	298	301	302	306	3 (1.0 %)
教育		81	76	73	75	71	69	△ 12 (△ 14.9 %)
警察		—	—	—	—	—	—	— (%)
消防		—	—	—	—	—	—	— (%)
普通会計		384	389	371	376	373	375	△ 9 (△ 2.4 %)
公益企業等会計		40	40	41	42	40	40	0 (0.0 %)
総合計		424	429	412	418	413	415	△ 9 (△ 2.2 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

市役所本庁舎に勤務する職員などの主な勤務時間は次のとおりです。

1週間の勤務時間	勤務開始	勤務終了	休憩	週休日
38. 75時間	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時	日曜日及び土曜日

(注) 各センターなど土・日曜日に勤務を要する場合は、勤務時間の割り振りを変更することにより対応しています。

(2) 休暇等の状況

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休業があります。

平成25年中の休暇等の状況は次のとおりです。

休暇の種類		休暇日数等	実績	
有給休暇	年次有給休暇	年次休暇 1の年度につき20日間(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越)	平均使用日数 11.4 日	
	病気休暇	病気休暇 負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要最小限度の期間	取得件数 46 件	
	特別休暇	夏季休暇	7月から9月までの間において、8日	平均使用日数 7.5 日
		産前・産後休暇	妊娠した職員に対して、出産予定日まで前8週間(多胎妊娠の場合14週間) 出産した職員に対して、出産日の翌日から8週間	取得件数 14 件
		ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要である場合、必要と認める期間	取得件数 0 件
		配偶者出産休暇	職員の配偶者の出産当日から2週間以内において3日の範囲	取得件数 5 件
		育児時間休暇	生後1年未満の子を養育する職員に対して、1日につき2回(計1時間)	取得件数 0 件
		忌引休暇	親族の喪に遇った職員に対して、続柄及び死亡時の生計関係に応じ、1日から10日の範囲	取得件数 65 件
		結婚休暇	婚姻する職員に対して、5日	取得件数 7 件
		ボランティア休暇	職員が自発的に報酬を得ないで、災害被災地での支援活動などの社会に貢献する活動を行う場合、1年に5日の範囲	取得件数 0 件
		長期勤続者特別休暇	20年又は30年勤続した職員に対して、心身のリフレッシュ、自己研さんを図るため、連続した3日または5日の範囲	取得件数 27 件
		子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要がある場合、1年に5日間の範囲(子が2人以上の場合は、10日間の範囲)	取得件数 59 件
短期の介護休暇	要介護状態にある対象家族の介護を行う職員は、対象家族1人あたり年5日(上限10日)の範囲	取得件数 5 件		
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は高齢により、2週間以上にわたり父母、子など親族を介護しなければならない場合、6月を限度として必要と認められる期間	取得件数 0 件	
	育児休業(H25年度実績)	満3歳に満たない子を養育するため当該子が3歳に達する日までの期間を限度とする期間	取得件数 13 件	
	育児部分休業(H25年度実績)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日2回30分単位で2時間を超えない範囲	取得件数 6 件	

8. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(ア) 分限処分の制度概要と処分状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、免職、休職、降任、降給の4種類があります。
平成25年度における分限処分の状況は次のとおりです。

処分理由	区分	処分者数(人)			
		免職	休職	降任	降給
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			6		
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定員の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
計			6		

(イ) 懲戒処分の制度概要と処分状況

懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的とした制裁的な処分として、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

平成25年度における分限処分の状況はありませんでした。

処分理由	区分	処分者数(人)			
		免職	停職	減給	戒告
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					
計					

9. 職員の服務の状況

職員は、職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等への従事制限などが課せられています。職務専念義務は、選挙権の行使や厚生に関する計画の実施に参加する場合など合理的な理由がある場合に限り、免除されることがあります。

平成25年度における職務専念義務免除の状況は次のとおりです。

区分	申請件数	免除件数
人間ドックの受診	117件	117件
官公庁競技大会参加など	51件	51件

営利企業等に従事する場合又は、勤務時間外に報酬を得て他の事業に従事する場合などは、任命権者の許可を受けることが必要になります。

平成25年度における営利企業等従事許可の状況は次のとおりです。

区分	申請件数	免除件数
大学での非常勤講師など	8件	8件

10. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

市では、職員の能力向上のため研修を実施しています。

平成25年度における研修の参加状況は次のとおりです。

研修機関等	主な研修内容	参加職員数(人)
自治大学校	自治大学校・自治大学校事後研修会	2
千葉県自治専門校	法制実務・税務事務・各階層別研修など	46
印旛郡市町村職員研修	新規採用職員・初級職員・中級職員の研修・地方自治制度研修など	61
市人事担当課研修	新規採用職員・地域主権改革・メンタルヘルス・公務員倫理研修など	158
その他研修	建築基準適合判定資格者受講講習会・公有財産管理の法律事務研修など	20

11. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

① 共済組合

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、千葉県市町村職員共済組合が行っています。その費用は、職員の掛金と市の負担金で賄われています。共済組合では、職員とその被扶養者の病気・けが・出産・死亡等に対して行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸し付けなどの「福祉事業」を行っています。

平成26年4月1日現在の一般職の共済組合負担率は次のとおりです。

区分	短期負担金	長期負担金	福祉負担金	介護負担金	事務費
給料に掛ける率	54.90/1000	151.6875/1000	2.80/1000	6.95/1000	860円
期末・勤勉手当に掛ける率	43.92/1000	121.3500/1000	2.24/1000	5.56/1000	-

② 職員互助会

本市には、独自の互助会はありませんが、県内市町村が加入する千葉県市町村職員互助会に加入しています。職員とその被扶養者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、事業を行っています。その費用は、職員の掛金と市の負担金で賄われています。

平成26年4月1日現在の公費負担率は次のとおりです。なお、負担額については、平成25年度の決算額です。

区分	公費負担率	公費負担額
給料に掛ける率	4.5/1000	619,619円

(2) 公務災害補償の概要

職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)または通勤による災害を受けた場合、職員または職員の遺族に損害の補償が受けられます。

平成25年度における災害補償の実施状況は次のとおりです。

区分	災害概要	申請件数	認定件数
公務災害	-	-	-
通勤災害	通勤途上のけが	1	1

(3) 健康診断等の実施状況

定期健康診断は、労働安全衛生法により義務付けられています。生活習慣病予備検査(40歳以上)、人間ドック(35歳以上)については、職員とその被扶養者の健康の保持増進、疾病予防に役立てるために共済組合事業として実施しています。
平成25年度の健康診断等の実施状況は次のとおりです。

区分	対象者数(人)	受診者数(人)
定期健康診断	412	375
人間ドック	324	186
生活習慣病予防検査	232	26

12. 平成25年度公平委員会業務の状況

公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。
平成25年度の千葉県市町村公平委員会業務の状況に関する報告については次のとおりです。

1. 勤務条件に関する措置の要求に係る事項	該当する案件はなかった。
2. 不利益処分に関する不服申し立てに係る事項	該当する案件はなかった。